

会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	令和3年11月18日(木) 午前10時から午前11時15分まで
開催場所	板橋区役所北館11階 第2委員会室
出席者	<p>【委員】</p> <p>稲永壽廣委員(職務代理) 大森斉貴委員 小林英子委員 田中良幸委員 中重克巳委員 樋口茂委員 平塚幸雄委員(会長) 山内金久委員</p> <p>【事務局】</p> <p>尾科善彦総務部長(幹事) 篠田聡総務課長(書記) 安井聖津子文書係長</p> <p>【行政委員会事務局及び監査委員事務局並びに区議会事務局】</p> <p>近藤直樹教育総務課長(教育委員会事務局) 平岩俊二事務局長(選挙管理委員会事務局) 藤原仙昌事務局長(農業委員会事務局) 岩田雅彦事務局長(監査委員事務局) 渡邊茂事務局長(区議会事務局)</p>
会議の公開について(傍聴)	<p><del>公開(傍聴できる)</del></p> <p><del>部分公開(部分傍聴できる)</del></p> <p>非公開(傍聴できない)</p>
議題等	区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	東京都板橋区特別職報酬等審議会関係資料 諮問書(写) 答申案
所管課	総務部総務課文書係 電話03(3579)2054
審議等の状況	<p>幹事 ではこれより、令和3年度特別職報酬等審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、坂本区長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>区長 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、特別職報酬等審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。この審議会においては、区長、副区長のほか、区議会議員、行政委員等の報酬について、皆様から御審議いただきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。</p> <p>さて、現在の日本経済は、海外経済の回復傾向に合わせて、好調な企業がある一方において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、経営が厳しい業種もあるため、企業業績は二極化しており、景気の先行きの不透明感が拭えない状況でございます。このような経済情勢下においては、企業収益や個人所得は深刻な影響を受けることは避けられず、本区におきましても、特別区交付金や特別区民税の大幅な減収も見込まれており</p>

ます。

さらに、国による一連の税制改正によりまして、今年度に続き、令和4年度以降についても、多額の財政不足が生じる見通しであります。これに加えまして、感染拡大による影響の長期化により、扶助費等の増大も想定されるほか、感染予防と同時に、区民の生活支援や地域経済活性化のために必要な経費負担も見込まれており、当面は厳しい財政運営が続くことが避けられない状況でございます。こうした状況の中、引き続き収入確保と徹底した支出の縮減に努め、厳しい財政状況を乗り越えるためにも、職員一丸となって、今後の区政運営に万全を期する所存でございます。

つきましては、本日皆様に御審議いただいた結果を十分に尊重して参りたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

幹 事 ここでは坂本区長から平塚会長へ諮問書をお渡しいたします。

区 長 東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について、貴審議会の御意見を賜りたく、下記内容について諮問いたします。

令和3年11月18日、東京都板橋区長坂本健。

- 1 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について
- 2 区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について

よろしくお願ひいたします。

(区長から会長へ諮問書伝達)

幹 事 これから諮問書の写しを皆様にお配りいたします。

また、申し訳ございませんが、区長は一旦ここで退席をさせていただきます。

(区長退席／諮問書の写し配付)

幹 事 それでは審議会の開催にあたりまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

幹 事 それでは、この後の会議の進行は平塚会長にお願ひいたします。

会 長 では、ただいまより、審議会を始めさせていただきます。審議会の運営につきましては、資料31ページ、「審議会の会議の運営について」の通り行い、公平迅速な進行に努めて参りたいと思います。委員各位におかれましても、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、会議録につきましては、各委員の名前を伏せ、要旨を公開します。それでは、審議に入りたいと思います。はじめに、書記であります総務課長から諮問内容及び資料について説明していただきます。よろしくお願ひします。

書 記 はい。それでは、ただいまお配りした諮問書をまず御覧いただければと思います。

記書きの1「区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給与月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額」

記書きの2「区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当」

以上、その適否について諮問させていただいているところでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。別冊で用意しております審議会資料の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、特別区人事委員会勧告についてでございます。特別区人事委員会勧告は、特別区内の約1,100の事業所を対象に給与等の実態調査を行いまして、公民間の内容を比較して勧告を出しております。令和3年は、①月例給につきましては、94円ほど民間の方が少なかったというところでございますけれども、その差が少なかったということで、据え置くことが妥当というような勧告になっております。続きまして、②特別給、期末手当でございますが、こちらは、民間より0.13月高いということから、年間支給月数を0.15月引き下げるといふ勧告が出ております。米印にある通り、人事委員会勧告内容で試算すると、職員の平均給与は、年間5万9,000円ほどの減収になる見込みとなっております。

項番2が勧告の推移となっております。表の一番下になりますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、米印3にある通り、実態調査が後ろ倒しとなりましたので、月例給の勧告が12月という、例年より遅れましたけれども、結果、令和2年度の職員の月例給は改正なし、期末手当

が0.05月引下げということになったところでございます。

参考としまして、令和3年は、東京都の人事委員会は、月例給を据置き、特別給0.10月のマイナス。人事院勧告は、月例給を据置き、特別給0.15月のマイナスとなっております。

続きまして、3ページの答申案の説明の前にですね、添付資料の説明を簡単にさせていただきたいと思っておりますので、5ページにお進みいただければと思います。

こちらはですね、職員の給与指数の変化でございます。これは平成7年を1,000とした場合、各年がどのぐらいの水準になるかというのがわかる表になっております。令和3年は、一番下になりますが、999.652ということで、0.63%給料が、平成7年に比べて低くなっているというところがございます。

めくっていただきまして、6ページでございます。

こちらは、これまでの区長等の給与、区議会議員等の報酬の推移ということになりまして、平成7年度以降、本則による引下げ・引上げはなく、景気動向等による減額の申出より、金額が変わっているという状況でございます。現時点では本則通りの支給となっております。

続きまして、7ページ、A3で開いていただきますと、23区の状況を一覧にまとめたものがございます。

板橋区は、網かけがされているところございまして、おおむね中位から低位、教育長については若干上位の位置にいるというような状況にあるというところがございます。

続きまして、8ページです。

こちらは区議会議員の報酬についての23区の状況ということで一覧になっておりまして、板橋区は、網掛けのところでございます。こちらは、おおむね23区中で低位に位置しているという状況でございます。

めくっていただきまして、9ページからが期末手当についての状況になります。

まず、9ページが過去の年間支給月数の推移になりまして、令和元年度につきましては、職員については人事委員会勧告の通り、0.15月の引上げがありましたけれども、特別職については、据置きというような状況になっております。

続きまして、10ページでございます。

こちらは各区の支給月数の一覧になっておりまして、網掛けの板橋区を御覧いただくと、おおむね低位の位置にいるというところでございます。

めくっていただきまして、またA3の長い紙になります。

こちらは行政委員、教育委員・選挙管理委員・監査委員・農業委員の23区の状況でございます。こちらでも網掛けの部分が板橋区でございまして、おおむね23区中10位というものと、ほかに設定されていない区もございまして、おおむね中位の位置にあるという状況でございます。

12ページを御覧いただければと思います。

こちらは、行政委員の平均日額を算出した資料ということになりまして、項番4の一番下を御覧いただきますと、令和2年度につきましては、1日あたりの報酬額というのが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、集まっての会議、あるいは事業の中止などによりまして、参加日数が例年より少なかったということで、こちらの数値は大きいものとなっているというところでございます。

13ページから16ページにかけて、各行政委員会の活動状況をまとめたものになっております。13ページが教育委員、14ページが選挙管理委員、15ページが農業委員、16ページが監査委員となっております。

17ページになりますが、こちらがまたA3の見開きになります。

こちらは、今回の諮問には含まれておりませんが、参考として、区長、副区長等の退職手当の各区の状況を記載させていただいております。これまで通り板橋区は網掛けをさせていただきまして、中位から低位というような位置にあるというところでございます。

めくっていただきまして、18ページになります。

令和2年度の板橋区の決算状況について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。令和2年度の決算は、先の第3回定例会で認定いただいたところですが、歳入について、令和元年度に比べまして695億円の増となっております。これは特別定額給付金の事業、新型コロナウイルス感染症に係る国庫補助による増が主な要因となっております。

また、コロナ禍による特別区交付金や特別区税などについて想定していたほど、マイナスの影響が生じなかったところでもあります。

続きまして、歳出になりますので、めくっていただいて19ページでござ

います。

歳出については、歳入と同様、新型コロナウイルス感染症対策等で令和元年度より656億円の増となっております。総務費が大幅に増、衛生費が増で土木費が減少というような状況になっておりまして、議会費については、近年ほぼ横ばいの状況ということになっております。

20ページでございます。

経常収支比率の推移です。こちらは、経常的に必要となる費用にどれだけ経常的に入ってくる一般財源が充てられるかというものを示すものになりますけれども、この比率が高いと、弾力的な行政運営ができなくなるものとされております。一般的に、この点線にある通り80%を超えると注意が必要というようなことになっておりまして、令和元年度は、企業収益の好調がありまして特別区交付金が増えたということで改善したところですが、令和2年度につきましては、反対に特別区交付金が減少するなどといったことによりまして、近年の水準に近い数字になったというような経緯でございます。引き続き、経費抑制に努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

21ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、主な基金残高の推移となっております。区では、将来の公共施設の改築・改修事業、それから景気動向への対応などを見据えまして、長期的な健全財政運営を目指して適切に基金の積立て・取崩しを行っているところでございます。令和2年度の財政調整基金につきましては、34億円ほど積増しされたところでございます。

なお、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る補正予算での取崩し、小学校改築に係る義務教育施設の取崩し等によりまして、それぞれ残高が減少する見込みとなっております。

以上が、令和2年度の板橋区の決算状況ということになります。

恐れ入りますけれども再度、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

こちら、答申案の概要というものであります。今まで説明させていただいた内容を踏まえての答申案を作成させていただきました。

項番1でございます。

給料月額報酬についてですが、結論から申し上げますと据置きでござい

ます。

その理由でございますけれども、まず、区長等の給料、区議会議員の報酬は、先ほど説明した通り、特別区人事委員会の勧告が民間給与の動向を調査した上で区職員の給与水準を判断しているところ、令和3年については、据え置くとされたというところがございます。

また、他区の現況も見ていただいたところでございますけれども、おおむね中位から低位にあるということ、また、国・東京都の給与動向との均衡を勘案すると、特別区での給与実態に大きな増減は見られないというところもありまして、据え置くことが妥当と判断しているところでございます。

また、行政委員の報酬についても、平成25年度以降の各委員会の職責が求められる役割について、特別な変更はありませんので、区長等と同様、積極的に改定するような情勢にはないものと考えまして、据置きというふうに考えております。

続きまして、項番2となります。

期末手当です。結論から述べますと、0.10月引下げでございます。

この理由ですが、平成21年度以降、職員の支給月数の増減率に連動して改定しているという経緯がございます。必ずしも一般職員の支給月数と連動しないといけないということではございませんが、物価生活費の状況など社会経済状況の動向を踏まえた人事委員会勧告というものは、区長等の期末手当の適否を審議するため大変参考になるものだというふうに考えておりまして、民間の実態に沿った職員の0.15月の引下げが妥当というものでありますので、同様の比率で引き下げるのが適当だろうというふうに考えたところでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

下に表がありますけれども、職員が0.15月に対して特別職が0.10月という理由でございますけれども、職員の方が現行4.60月でございますので、0.15月が3.26%の減ということになりますので、特別職は3.60月の3.26%減というふうに考えますと、0.11736月ということなので、0.10月引き下げるのが適当というような計算で算出したものでございます。

以上、答申案の概要でございまして、月例給については据置き、期末手当については0.10月引下げという案を、事務局側で作成させていただいた

ところでございます。

資料の説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会 長      ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明ございました、諮問内容及び資料について、御意見・御質問等ございますでしょうか。

委 員      今、いろいろ説明をいただきました。先ほど区長が挨拶の中で、民間企業も二極化というお話をされました。本当に日本経済でこれからどうなるのかと、誰もが心配なんですけれども、その一方で、特別職もそうですけれども、一般職員もこの大変なコロナ禍の中で、区民の命と財産を守るためにしっかり働いてもらおうということから言うと、そもそも、今回の人事院勧告の引下げとか据置きとか、いかがなものかなって、一般的に思っているんですよ。

今回、特別職の給料報酬月額なんですけれども、区長の話でもないけれども、4ページで説明されているように、一般職員の動向が、区長等の特別職の審議に重要な要素となったということを踏まえて、その辺を少し私はお聞きしたいと思います。

具体的には、去年、一昨年からの、コロナ禍で、一般的にマスメディアでも、保健所の職員がとても大変で手が回らないと。それから職場に応援体制をもちろん各方面からしてもらっているんだろうけども、この残業時間は、本当に基準を超えているということを考えると私は、本当にこういった事態を、先ほど言いました、公務労働にどう光を当てるのかと、どう職員に頑張ってもらおうかという観点がとても大事だと思うんです。ですから、参考までに、この間、保健所職員も含めて、現場の状況、それから残業時間等々をどういう対応をされてきたか、実態をお聞きしておきたいなと思っています。いかがですか。

書 記      はい。保健所の残業時間というのは、コロナ禍でかなりかさんでおりまして、私の手元にある数字でいきますと、令和2年度に関しては、ほぼ現状の保健師さんの平均というのが年間で450時間ぐらいになっているということで、360時間を超えているというような状況です。月別で見ますと、やはり感染が拡大した月が大きくなっていて、それ以外の時は落ち着いているというような流れということで、令和3年8月の時期なんかは、かなりの時間外というものが発生しているんじゃないかというところでございます。

区としましても保健師さんが担う職責と事務的にやれる部分がありますので、その部分をきちんと切り分けて、全庁的な体制をとりまして、健康生きがい部をはじ

	<p>め、他の部から応援という形で、全体の事務量を平準化するような形で取り組んできたところでございます。</p> <p>委員 これは450時間、基準がありましたよね、360時間。ちょっとすごい数字ですよ。これまでやっぱりこんな大変な残業時間っていうのは、なかったかと思うんですがね。こういう状況で応援体制を行っても、こういう状況が記録されているわけなんですね。私が危惧するのは、何も今回のコロナ禍だけではなく、昨今、もう皆さん御承知のように、集中豪雨だとか台風だとか地球温暖化の問題で公務労働、公務員が果たす公的な役割は、全国的にあるわけなんです。これはしかるべきところでこういった実態を踏まえて、給与や賞与のあり方を含めて、区としては、こういった問題意識を持ってしかるべきところでの議論とか調査を含めて、今後のあり方をどういう具合に捉えているかを聞いておきたい。</p> <p>書記 今回は、報酬等審議会ということなので職員の職務についてというのが主な議題ではないんですけども、区としましては、こういったコロナ禍というような特異な状況もございますが、今後こういった災害等があった場合にですね、きちんと時間外労働も過度にならないような体制づくりとか、あらかじめですね、こういった事態に備えるような体制づくりというものには、しっかり取り組んでいこうということ考えているところでございます。</p> <p>会長 はい。よろしいですか。他に何かご意見などありますか。</p> <p>委員 最初にですね、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。</p> <p>12ページで、行政委員の構成員・平均日額の欄がありますけれども、令和2年度は、1人当たりの月平均日数とか、非常勤委員の平均日数が、コロナの影響で通常とはまた違った形になってきている。会議があまり開かれなかったということだと思うんですけども。こういう危機的な状況のときに、会議の開き方というものを工夫しなければいけない。一般企業でもオンラインやっていますよね。コロナ禍とはいえですね、こういった委員の方の会議については、当然のことながら、私はオンラインでやるべきだったんじゃないかなという気がするんですけども。その辺の対応については、区としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうかね。</p> <p>書記 オンラインをやるためには、委員の皆様のいわゆる通信環境等がございますので、なかなか事前に準備していたわけではございませんので、この2年間でなかなかオンラインっていうのは難しかったところがございます。ただ、面着ではなく書面開催ということで事前に資料を送らせていただいて、意見については、メールや電話等でいただいて、それを委員の皆様展開するような形で、審議したということも</p>
--	---

させていただいておりますので、今後、またこういった事態も想定されますので、いわゆるオンライン会議みたいなことについても、それぞれの委員会を所管する部局で検討を進めていく方向で考えているところでございます。

委員 私もそう思います。このコロナ禍がどこまで続くのかということもよくわからなかったところもあるし、ただ、こういった会議というのは、伊達にやっているわけじゃないので、重要な会議でもありますので、その通信環境みたいなものもね、お持ちじゃない委員の方もいらっしゃるでしょうけども、そういったところは、区が持っていけばいいわけだから、その時はですね。1年間なりの契約で、そういった環境を整えればいいだけですから、そのところは努力していただきたいなと思います。

それは、こういったところで置きまして、本題の方にちょっと入っていきたいと思うんですけども。私も今回初めて、この報酬等審議会の委員になりましたので、ちょっと基本的なことも含めて、確認をさせていただきたいというふうに思います。その前提としてですね、地方分権の拡充と地方議会議員ということをまず確認しておきたいと思うんです。それは、議員の仕事がどのように変遷してきているのかという、また、地方自治体又は議会というものが、その仕事の内容が変わってきているという認識をですね、お互いに持ちたいという意味で、ちょっと確認をしたいと思います。

平成11年に、地方分権推進一括法が成立して、地方分権を大きく拡大したというふうに言われております。改革の目玉というのは、機関委任事務制度が全面撤廃されたということで、これまでの自治体の仕事は、国による機関委任事務がほとんどであったと。それで、ある知り合いの区議会議員が、制度の不備を職員に指摘したところ、その職員は、「制度に問題があったとしても変えられません」、そういう返事をしたそうです。その理由は、「国が決めた機関委任事務ですから変えられません」ということです。じゃあ、何のための議会なのかとその議員は思ったそうです。その機関委任事務が全面撤廃されたことにより、自治体の自由度が大幅に拡充したと同時に、各自治体の責任、競争が始まったとも言われております。つまり、自治権拡充は、首長とともに地方議会議員の責任が問われることになり、特に、地方議会の活性化が分権改革の重要な柱の一つとなっております。区長を中心とする執行部局、これは前々からその権力もそれから様々な形で優位にあったと言われております。地方分権があつて自由度が増したならば、その監視役となる議会が、しっかりとその機能を十分に発揮しなければ地方分権の真の姿はないと、こういう指摘が

されているわけです。こうした自治権拡充の流れの中で、板橋区議会も区長とともに住民の代表機関として、この期待に応えるために、地方議会基本条例を自ら作って、議会の改革に取り組んできております。区長を執行機関と位置づけると、区議会は、憲法にある通り議事機関ということになります。地方自治体は、住民が直接選ぶ首長と議会という二元代表制によって運営されています。それぞれの責任と役割を果たしていくことが求められております。このように申しあげましたように、その仕事の内容は、大きく様変わりしてきていると言っても過言ではないと思います。

それで、こういったことを前提にしながら、いくつか質問も含めてお話を進めていきたいと思っております。

今日は、議員報酬を中心にお話をさせていただきたいと思っております。昨年からのコロナ禍による企業や事業所の廃業、それから、従業員の皆さんの収入減といった報道がされております。国民の生活は本当に厳しい状況になってきていると思っております。それから、特別区人事委員会も一般職員の給与の据置き、期末手当の引下げ勧告を出すなど、それはそういった状況を反映した結果となっております。そういった中で、今回、議員報酬、特別職の報酬については、なかなか上げるとか変えるという環境にはないと、私もそういった結論になると思っております。

しかしながら、責任と仕事の拡大に伴って、区議会議員の待遇は変わっているのかと、変わってきたのか、ということです。平成7年度から26年間、本給にあたる報酬は据置きとなっております。その状況をどのように考えるのかという観点で、私は今日、議論していきたいと思っております。そこでまず、平成7年度の議員報酬の年間支給額と昨年度の年間支給額の報告をいただきたいと思っております。

書 記 区議会議員の報酬、期末手当まで入れますと、平成7年度については、議員1人当たり1,028万8,500円。令和2年度につきましては、1,033万2,000円ということで、本給自体は変わらないんですけど、期末手当の月数が前後していますので、4万円ほど増という状況でございます。

委 員 それでは、本給が26年間ずっと据置き。期末手当は、上がったたり下がったりしておりますので、結果的にはそういった形になっておりますけれども。この26年間の、言ってみれば実質収入というのはどうなったのかっていうことをちょっと見ていきたいというふうに思うんですけども。いわゆる家庭の可処分所得の統計から推測してどのようになっていったのかということは、どのように思っておりますか。

書 記 詳細な数字を手元にはないんですけども、基本的には景気は、あまり上向いて

	<p>ないということで、物価水準も横ばいの状況ということであるという認識でございます。</p> <p>委員 私は、実質可処分所得がぐっと減ってきているというふうに認識しています。それは、社会保障、それから消費税等が、平成7年は3%、今は10%ですから、そういったことから見ても、可処分所得が減っているわけですね。同じ議員であったとしても国会議員とか都議会議員、26年間でその歳費、報酬はどのように変わってきていますかということです。政治的思惑で法律とか条例で特例的に減額したというところありますけども、そういったものは除いて、国会議員などの議員報酬はどう変遷してきているのか、また、他区の議員報酬については、どのように変遷してきているか、把握していらっしゃいますでしょうか。</p> <p>書記 詳細は、手元にございませんが、国会議員については、ちょっと調べさせていただいております、平成7年度が2,351万5,000円余ということで、令和2年度が2,181万3,000円ということで、170万円ほど、国会議員の方の年収は下がっているというような数値が出ております。ただ、他区の区議会議員の状況というものは毎年度報酬審で出させていただいている通り、板橋区と同じような状況にあるというふうに認識しております。</p> <p>委員 私もインターネットで調べました。国会議員は、やっと見つけたのが一つだけ、大体流れがわかるもの見つけたのは、もう細々として出ていましたけども、なかなかホームページ見ても情報公開されてないんですよ。その歳費とかそれから都議会議員の給料もどういふふうに変遷してきたのかっていう情報公開はないです。いくら調べても、僕は見つけきれなかったのかもしれないんですけども。いずれにしても、その時その時で増えたり減ったりしているんですよ。それはかなり上限があります。特に国会議員の場合。ずっと上がって行って、このところすーっと下がってきたんですよ。それで、年間で170万円の減というふうな形になっておりますけども。つまり、そういった時の経済情勢とか、そういったこととあわせながら、給料は、結構見直してきている。歳費とか見直しできているというふうには思いますし、手元の資料でも、他区でも平成7年からずっと変わってないところはないんですよ。全部どこかの時点で、上がったたり下がったりというのはありますけども、返ってきているわけですね。そういった状況があるということをやっぱり認識しておかなければいけないというふうに思いました。職員の給与指数は平成7年度と比較して、993.65。やはり給与水準だけむしろ減少しているというふうに報告されておりますけども、例えば、Aという職員の平成7年度の給与と現在の給与はどうなっていま</p>
--	--

	<p>すか。ちょっと野暮な質問ですけども、お答えいただけますか。</p> <p>書記 厳密に平成7年度っていうわけではないですけども、大体入社してすぐの職員でいきますと350万円ぐらいの年収。20数年経って係長級になって780万円ぐらいというような形で、23年ぐらいで大体2.2倍ぐらいに、職員はなる試算でございます。</p> <p>委員 大変当たり前の話を質問して申し訳なかったんですけども。職員の給料増えるっていうのは、一つは制度としてベースアップがあると。人事委員会勧告で据え置くとかマイナスとなってもベースアップは必ずあるんですよね、あとは給料表とか。そういったこともありますので、当然のことながら、少しずつ上がっていく、そういった中で人生設計をしていくわけですよ。でも、議員はそういったことはありませんから。条例で決めた金額がそのままずっとこう行くわけですよ。それが26年間も本給はずっと据置きだったというようなことです。当然のことながら、議員は人間ですから、給料が上がればモチベーションも上がってきます。職員も当然給料が上がっていけば、モチベーション上がるわけですよ。ただ、その議員のモチベーションというのは、使命感であったり、それから区民の方に感謝されたりとか、そういう仕事の中身でモチベーションを保っているというのが実態ではないかなと思います。26年間、本給が据置きというのは、社会常識的にどうなのかという疑問がありますし、これまでの報酬審議会で、それがずっと据置きされてきたという結果ですよ。これはね、いろんな議論があったとは思いますがけれども。都議会議員の国会議員でも、近くでは平成27年には改定していますよ。だから、そういうことっていうのが、当然だというふうには思っていないと思いますけども、結果的に、26年間もずっと据置きだったっていうことが、ちょっと違和感を覚えるんですよ。そういった感覚みたいなものは、どのようにお持ちなのかなと。結局のところ答申の方向性みたいなものは、事務局の方でもいろいろ考えていらっしゃるでしょうし、結果がこういうふうなことになっている。その辺の26年間ずっと据置きだったっていうことについては、どのように評価されておりますか。</p> <p>書記 職員の場合は入庁してから経験を積んで、また、主任、係長ということで職責が上がるというところで、職に対する責任が上がっているっていうところで給与が上がっていくということで、先ほど御紹介した通り二倍近くするというふうに考えております。区議会議員の場合は、当選1日目と5年目で、職責が大きく変わるということはないというふうに考えておりますので、そういう意味では、26年間、そのまま社会情勢を見ないで、一緒っていうこともあり得る話だというふうには思っておりますけれども、それが今回委員がおっしゃった通り、報酬審議会等の年々の審</p>
--	---

議の結果、今のところ26年間変化がなかったというところなので、それを据置きが正しいんだというような認識で、この審議会の委員の皆さんが議論されてきたっていう経緯はないと認識しております。

委員 そのような見方もあろうかと思えますけれども、議員報酬の制度と職員の制度がそもそも違いますから、それを比較すること自体が非常に本当はいけないのかもしれない。ただ、職員給料の勧告で大体こちらも議員のとか特別職の入れていきますからね。やっぱりリンクはしているわけですよ。制度そのものが特別職の場合は違うので、1年生の議員で初当選して1年生の議員も同じ報酬、10年20年やってきた議員も同じ報酬という、そういった性格もありますので、一概には言えませんけれども、議員の身分保障とか、そういったことから考えると、非常に厳しい状況に議員が置かれているということは、やっぱり実態だというふうに僕は思います。それで、議員の報酬について私も、せっかく委員になったので、ちょっと勉強してきて、その中で、この考え方っていうのは、僕も同感するなと思ったことがあったのでちょっと御紹介したいんですけども。

東大名誉教授で地方分権推進委員会専門員を務められていた大森彌先生。その地方分権改革と地方議会という中で、「議員身分のあり方は、すでに見たように、相当曖昧になっており、活動人数、報酬を三位一体として検討すべきである」というふうに述べられております。

私も現職の時から、議員定数と議員報酬というのは、かなりリンクしてる話だろうなど。それは、区民の方に理解された形で、報酬と定数とか、仕事の中身というものを議論していかないといけないなって、前々から思っておりました。図らずもこの大森先生も同じようなことをおっしゃっていらっしゃいます。報酬等審議会は特別職の金額を審議するところなので、議員の身分のあり方とかいうのを、そこまで広く議論する場ではないとは思いますが。どんな人に、どんな仕事をしてもらうのか。そのために、区の財政規模と照らし合わせて、いくら報酬として払うのかという議論というものはですね、あってもいいのかなっていう感じはしています。だから、今後、来年も審議会ありますので、議員とか、議員にまつわるいろんなお金、その報酬とか、そういった考え方というのは、区民の中にもいろんな考え方がありますし、私もそんな話をいっぱい聞いてきました。そういった中で、やっぱりそういったそもそも論みたいな、議員の報酬とは何なのかということ踏まえて、できれば深みのある議論と、それから区民に納得していただける額をですね、この場で、今後また決めていきたいなと思っております。

	<p>最後はちょっと感想になりましたけども、以上で私の方からは終わりたいと思います。すいません、長々となりました。</p>
会 長	<p>はい。貴重な御意見いただきありがとうございます。ほかに御意見ございますか。</p>
委 員	<p>もともと、官民較差是正という話でね。これは50人規模以上の事業所の数字を参考にして、人事院勧告が出されると聞いてはいるんだけど。この50人規模以上という事業所。これはいつから、前はどうなったのかな。ベースとなる話だから、参考に聞いておきたいと思います。</p>
書 記	<p>人事院勧告の推移についてちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと今、現時点でお答えできないですけども、50人規模以上からですね、抽出は1,100事業所の状況を調査して勧告しているという状況としか今のところちょっとお答えできない状況でございます。</p>
委 員	<p>一時、公務員バッシングっていうのがあって、公務員の給料が高いつか、いろんなことがマスコミを通じて、ある種のところから流されて、世論を動かして、こういった形で、もうちょっと規模が大きい事業所の平均給与が参考のベースになっていたというふうに聞いていますけども。それが低く、下げるために、50人規模以上の事業所とか、そうやって、基準を低めに誘導するがゆえに、そういう策を用いたというふうに聞いていますけど、さっき、区長が冒頭挨拶されたように、民間企業の二極化という中で、大きなところは業績も上げて、ところが、下請けは単価切り下げられて、小規模のところは大変。そういったことを考えるとね、ここからね、やっぱり見直しを含めて、やっぱり正当な公務労働、さっき議員の給与っていうけど、議員の給与は報酬なんで、労働の対価の給与とは違うわけね。だからそういうことも含めてね。考えるならばこの人事院勧告の基準としている、その数字の求め方を含めてね、やっぱり多くの国民との議論の中で、公務労働に、又は、行政委員の報酬についても議論することも今、委員さんの話を聞いてそういうことで感じたので質問しました。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ほかに御意見・御質問はございませんか。</p> <p>それでは、区長等特別職の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額については、据え置くことが妥当であると思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会 長	<p>続きまして、特別職等の期末手当については、一般職員の引下げ率3.26%に倣い、支給月数を0.10月引下げるのが妥当であると思いますが、いかがでしょうか。</p>

(異議なしの声あり)

会 長     それでは、さよう決定したいと思います。その後、本日の審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。答申案準備の間、休憩とさせていただきます。準備ができ次第、再開したいと思います。よろしく申し上げます。

(暫時休憩／答申案配付)

会 長     大変お待たせいたしました。それでは、審議会を再開いたします。  
答申案につきましては、職務代理より御説明願います。

職務代理   はい。それでは、これより答申案について御説明いたします。答申案の2ページ目、下から2行目を御覧ください。

区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、57万区民の十分な理解と納得が得られるものでなければならない。これらをはじめ、社会経済情勢の動向や特別区人事委員会勧告の内容、国及び他自治体との均衡等を総合的に判断した結果、当審議会では、次の結論に達した。

(1) 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について

ア 結論

据え置く。

イ 理由

今回、特別区人事委員会は、令和3年10月20日に、一般職員と民間給与との比較の結果を踏まえ、月例給を据え置くよう勧告している。

区長等の給料月額等は、一般職員の月例給について、引下げ又は引上げの勧告があった場合でも、一般職員の給料指数の増減が僅少である場合等は、改定されない経緯がある。

そして、勧告どおり一般職員の月例給を据え置くこととなった場合、その給料指数は、現在の区長等の給料月額等が定められた平成7年度を1,000としたとき、約993.65と、昨年度と同じ数値であり変化はない。

また、現在の区長等の給料月額等は、他の特別区との比較において、おおむね中位から低位に位置している。

以上のことから、区長等の給料月額等について、社会経済情勢の動向や国及び他自治体との均衡等を総合的に判断した結果、据え置くことが妥当である。

次に、非常勤行政委員の報酬月額については、生活給としてではなく、勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有し、区長等の給料月額等の性格とは異なる。そのため、区長等の給料月額等とは異なる考え方で、額の適否について審議した。行政委員の報酬月額については、平成23年の当審議会において、特別区の平均額を上回るものについては、平成25年度までに、各区の平均程度に額の引下げを行うよう提言を行い、平成25年4月に改定されたところである。その後も、社会経済情勢や価格の動向を見守っているところであるが、非常勤行政委員の職責に照らし、積極的に改定する必要性は認められないことから、据え置くことが妥当である。

(2) 区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について

ア 結論

- 1 年間支給月数を0.10月引き下げ、3.60月から3.50月とする。
- 2 改定は、改正条例の公布の日から実施し、その時期は一般職員と同様とする。

イ 理由

区長等の期末手当は、平成21年4月以降、一般職員の期末手当と勤勉手当の年間支給月数の増減率に比例し、改定を行ってきた。

区長等の期末手当の改定は、必ずしも一般職員の年間支給月数と連動して行うものではないが、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価生活費及びその他経済情勢等を踏まえる必要があり、これらを反映した特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の動向は、区長等の期末手当の審議に重要な要素となる。

今回、特別区人事委員会は、一般職員の特別給の年間支給月数について、0.15月引き下げ、期末手当から差し引くよう勧告した。

したがって、勧告どおり一般職員の特別給の引下げが行われるならば、その引下げ率3.26%に倣い、区長等の期末手当について、年間支給月数を0.10月引き下げることが妥当である。

また、改定は、改正条例の公布の日から実施し、その時期は一般職員と同様とすることが妥当である。

以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申案について、御意見・御質問ございましたらお願いします。

(異議なしの声あり)

会 長 異議なしというお声をいただきました。それでは、原案通り答申することといたします。

幹 事 それでは、坂本区長をお呼びいたしますので、しばらくお待ちください。

(区長入室)

幹 事 それでは、早速ですが平塚会長から坂本区長へ答申書をお渡し願います。

(会長から区長へ答申書の交付)

区 長 適正に扱って参りますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

幹 事 以上をもちまして、審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。